

令和4年岬町要綱第6号

岬町スポーツ・文化参加奨励金交付要綱

制 定 平成29年4月1日

最終改定 令和4年2月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民のスポーツ並びに文化活動の普及及び推進を図るため、全国又は国際規模で開催されるスポーツ大会若しくはコンクール等（以下これらを「大会」という。）に出場する本町在住の町民及び本町を拠点として活動する団体等に対し、岬町スポーツ・文化奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 奨励金の交付の対象となるものは、地方予選、成績等による選考を経て開催される大会、その他これに準ずる大会に出場する個人及び団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有している者
- (2) 団体で出場する場合に限り、町内に所在する学校、または事業所
- (3) 町内で活動する団体
- (4) 交付対象者の保護者が町内に住所を有し、かつ選手自身が町内の小学校または中学校を卒業した者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当であると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象としない。

- (1) 当該大会の出場に当たり、本町の他の制度により金銭等の交付を受ける場合
- (2) 奨励金の交付対象となる団体に所属する選手が奨励金の交付を申請する場合
- (3) 同一年度内に奨励金の交付を受けたことのある出場者又は団体。ただし、町長が特に必要と求めたときはこの限りでない。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の交付額は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 個人 1万円
- (2) 団体 出場者1人につき1万円（ただし1団体に対しての上限は5万円とする。）

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、大会出場決定後から大会終了後30日以内に、岬町スポーツ・文化参加奨励金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

(交付の決定及び支払)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、岬町スポーツ・文化参加奨励金交付決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、岬町スポーツ・文化参加奨励金交付請求書(様式第3号)に基づき、速やかに奨励金を申請者に支払うものとする。

(実績報告)

第6条 奨励金の交付を受けた者は、大会終了日から30日以内に岬町スポーツ・文化参加奨励金実績報告書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第7条 町長は、第5条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 大会等が中止され、又は大会に参加しなかったとき
- (2) 大会等への参加に関して不正その他不適切な行為をしたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、奨励金を交付することが適当でないと認めたとき

(奨励金の返還)

第8条 町長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年2月1日から施行する。